

令和8年度助成対象事業の募集実施要領

1 助成事業の内容

公益財団法人太陽財団では、北海道内の「地域づくり活動」を応援する助成事業を実施しており、北海道で「地域づくり」を頑張る学生からシニアまでの幅広い世代の皆様からの応募を受け付けます。

なお、助成交付金の上限額は、1件あたり100万円までとします。

2 応募の条件

(1) 助成対象団体

豊かで潤いのある道民生活の実現や地域社会の活性化を目的とし、北海道に所在し、道内で公益性のある地域づくり活動を行う団体等(◆)であること。

- ① 道内における民間ならではの地域住民による地域づくり活動を実践する団体等
- ② 北海道の市町村と連携した地域づくり活動を実践する団体等
- ③ 北海道の市町村を含む公共団体

◆団体等とは、NPO法人、市民団体、学生団体、自治会や町内会、実行委員会等の任意団体

◆団体等においては会則、各種規程等を有し、代表者及び会計処理が明確であること。

(2) 助成対象活動

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる活動
- ② 「歴史・伝統・文化、環境・自然、芸術、生活・福祉、観光・産業、教育・スポーツ」などのジャンルを問わず、地域の活性化や地域固有の資源の保全・活用及び人材育成に寄与する活動

(3) 助成対象経費

大会、学会、セミナー、シンポジウム、現地見学会、体験学習会、イベントなどの開催、活動目的の達成に必要な普及啓発資料等の作成及び地域固有の資源の補修・改修、簡易な条件整備等、助成対象活動を行うために必要とする経費

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 会場費、備品等借上げ費 | ② 旅費交通費 |
| ③ 会議費、謝礼金 | ④ 資材購入費、事務用消耗品費 |
| ⑤ 広報宣伝費 | ⑥ 通信運搬費 |
| ⑦ その他、活動に必要な経費 | |

※ 団体等に所属する関係者に対する人件費等は、助成対象外となります。

経費の使途について妥当性を個別に判断し、助成の対象外とする場合もありますので、懸念のある場合は事前に当財団事務局に確認することをお勧めします。

3 応募の書類、方法

- (1) 応募書類・・・助成申請書(第1号様式)を作成してください。

➡第1号様式は、当財団ホームページからダウンロードしてください。

※ 代表者が満18歳未満の場合には追加でご提出いただく書類がありますので事務局までお問い合わせください。なお、代表者とは、担当者ではなく実質的代表者を指します。

- (2) 応募方法・・・助成申請書(第1号様式)を郵送してください。

※ 提出書類に不備がある場合は、審査対象から除外する場合がありますのでご注意ください。

4 応募の期間

令和7年9月25日(木)～令和7年10月21日(火)までとします。

※ 応募書類の受理は、締め切り当日必着とします。

5 助成対象活動の決定

提出された申請書及び審査結果の通知は、事務局で記載項目の漏れ及び必要添付資料の有無等を確認した後、選定委員に提出します。

選定委員は、事務局から提出された申請書類のみを審査します。この審査にあたり応募団体等に対して、選定委員の要請に基づき事務局による活動内容に関する聞き取り調査等を行うことがあります。

(1) 選定委員会における選定

選定委員会は申請書の審査及び活動内容の聞き取り調査等の結果を踏まえて審議を行い、助成対象候補の事業を選定して助成金交付額（案）を作成し理事会に答申します。

選定にあたり自主性・将来性・新鮮さ・独創性・影響力などに注目するとともに、自主財源の捻出努力や熱意ある自助努力と誠実明朗な事業運営を心掛けていると判断できる活動は高く評価します。

(2) 理事会での決定

理事会は、選定委員会から提案された選定結果の適否及び助成金額の妥当性を審議し、助成対象事業と助成金交付額を決定します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月下旬までに郵送により「助成審査結果通知書」でお知らせします。

6 その他の注意事項

(1) 応募の際の郵送料は応募団体等の負担となります。

(2) 審査結果の理由に関する照会には回答いたしかねますのでご了承ください。

(3) 助成金交付額は、必ずしも申請された助成希望額と同額（全額）とは限りません。

(4) 助成する対象団体（申請者）には、申請した助成活動を誠実に実施することを保証人とともににお約束して頂きますことを予めご承知おきください。

なお、当財団が交付した助成金について、事前に提出された助成対象活動内容と異なる活動に使用または未使用と判断される場合は、助成金の一部または全額の返還を求めることがあります。

(5) 助成する対象団体（申請者）には、助成対象事業が当財団の助成金で支援されている事業であることを記していただきます。

助成対象事業の事業活動にあたって、制作物や告知物等へ当財団の助成事業である旨を必ず明記していただきます。（具体的には、ポスター、チラシ、パンフレット、プログラム、チケット、看板、ホームページ他 SNS、報告書等成果物に、「助成：公益財団法人太陽財団」、「助成：



公益財団法人 **太陽財団**
TAIYO GROUP

等と表示いただきます。）

(6) 助成対象団体に対しては、令和8年2月～3月頃（予定）に開催する「贈呈式」及び「事務説明会」のご案内を1月上旬以降に郵送いたします。

(7) 贈呈式・事務説明会への参加に伴う交通費・宿泊費は助成対象団体の負担となりますことを予めご承知おきください。

※ 上記「贈呈式」及び「事務説明会」の開催については状況により未開催とする場合があります。

7 個人情報の取り扱いについて

当財団は、提出書類について当財団が必要とする業務（申請書の審査及び活動内容の聞き取り調査、審査結果の通知、当財団の活動報告、当財団のPR活動、助成対象事業募集資料としての活用、並びにその他当財団が必要とする業務）の目的にのみ、個人情報保護法に基づいて使用いたします。

※ 活動団体相互間で連携することが「地域づくり活動」の促進に相応しいと判断した場合には、上記「当財団が必要とする業務」の一環として、提出書類に含まれる内容を関係活動団体に紹介するために使用することがあります。

8 応募先、問い合わせ先

公益財団法人 太陽財団 事務局

〒060-0061 札幌市中央区南1条西4丁目4-1 太陽ビル8F

(TEL) 011-210-0326 (FAX) 011-210-0916

(E-mail) zaidan@taiyo-hcsf.or.jp

(URL) <http://www.taiyo-hcsf.or.jp/>